

## お知らせ

### 住宅リフォーム資金補助制度について

4月1日から、市内経済及び市民生活の安定化を図るため、市内の施工業者によって、個人住宅のリフォーム工事を行う市民に対する補助制度を引き続き実施します。

#### ○リフォーム工事の定義

リフォーム工事とは、住宅の修繕、改築、増築、模様替え、耐震工事等（火災、風水害、震災、その他の自然災害による場合を除く）

※東日本大震災による修繕工事は対象となりませんが、併せて災害箇所以外のリフォーム工事を行う場合は、リフォーム工事のみ対象となります。（工事の内訳のわかる見積書が必要です）

#### ○補助対象住宅

- ・市民が市内に所有する個人住宅
- ・市民が市内に所有する併用住宅のうち個人住宅部分

#### ○補助対象工事（次のすべてに該当の工事）

- ・消費税を除いた工事費が20万円以上の工事
- ・市内施工業者が施工した工事
- ・4月1日以降の交付決定後に着工し、翌年2月末日までに完了する工事

#### ○補助額

- ・20万円以上100万円未満の工事…10%の額（千円未満切り捨て）
- ・100万円以上の工事…10万円

#### ○補助対象者（次のすべてに該当すること）

- ・市民であること。
- ・補助対象住宅に3年以上居住していること。
- ・補助対象住宅の所有者であること。
- ・市税等を滞納していないこと。
- ・前年にこの補助を受けていないこと。（補助は、当該住宅につき1回）
- ・市で実施している他の同様の補助制度による補助を受けていないこと。

#### ○申請手続

補助金申請書に記入・押印し、添付書類を添え、申請者または代理人が、商工観光課へ提出してください。

※申請は、必ず工事着工前に行ってください。

#### 問 本庁 商工観光課商工観光G

☎52-1111 内線274 FAX 52-2250

### 浄化槽の点検・検査を装った悪質商法にご注意ください！

「保健所からの依頼を受けて浄化槽の点検・検査に来ました」などと浄化槽業者を装い、勝手に点検・検査して料金を請求するなどの悪質商法の事例が発生しています。

浄化槽の保守点検は、個人が委託した業者が実施するものであり、他の業者が直接訪問して検査することはありません。

また、浄化槽法に基づく検査は、個人が検査機関に直接依頼して、日程を調整したうえで実施しますので、個人が依頼していないものについては十分に注意してください。

不明な点等がありましたら、下記までご連絡ください。

問 下水道課庶務G ☎53-7250 内線36

### 犬の登録と春の狂犬病予防注射のお知らせ

生後3か月以上の飼い犬は、登録と毎年1回の狂犬病予防注射が義務づけられていますので、いずれかの会場で受けてください。

登録されている犬の飼い主の方には、あらかじめ申請書（狂犬病予防注射済票交付申請書）を郵送しますので、必要事項を記入し押印のうえ、予防注射当日に必ず持参してください。

新規登録の犬については、予防注射当日に登録を行いますので、印鑑を持参してください。

なお、当日は混雑が予想されますので、登録料金等は釣銭のないようご用意ください。

※平成25年度から秋の集合注射は実施しないことになりましたので、春の集合注射を受けるようお願いします。

#### ○料 金

##### ①新規登録の犬

犬の登録手数料	2,000円
狂犬病予防注射済票交付手数料	400円
狂犬病予防注射料	2,900円
計	5,300円

##### ②登録済みの犬

狂犬病予防注射済票交付手数料	400円
狂犬病予防注射料	2,900円
計	3,300円

問 本庁 環境課環境推進G ☎52-1111 内線123

山支 市民福祉課 ☎57-2121(代表)

美支 市民福祉課 ☎58-2111(代表)

緒支 市民福祉課 ☎56-2111(代表)

御支 市民福祉課 ☎55-2111(代表)